

国立市立学校給食センター整備運営事業  
第2回入札説明書等に関する質問への回答

令和2年12月25日

国立市

国立市立学校給食センター整備運営事業

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和2年12月25日

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○		16	5	6	37	3			本施設の引渡し	「市は、事業者から本施設の引渡しを受けた場合、引渡受領書を事業者に対して交付する。」との記載がありますが、当該書面の発行には、どの程度の期間を要しますでしょうか。(融資金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引渡予定日当日に交付いただけますようご配慮お願いいたします。)	事前に書式を市と事業者で確認することにより、引渡しを受けた当日または翌日に交付することを想定していますが、庁内手続きの都合によります。
2		○		26	6	5	58	1			維持管理及び運営業務の契約保証	「保証の額は、維持管理及び運営業務の開始日までに」とございますが、ここでいう「運営業務の開始日」とは、運営期間の業務の開始の日、あるいは運営業務期間の開始の日のいずれを指しておりますでしょうか。	運営業務期間の開始日を指しています。維持管理・運営(開業準備)業務が開始される、引渡し日までに保証を付してください。
3		○		26	6	5	58	2			維持管理及び運営業務の契約保証	「保証の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービスの対価の金額」とございますが、開業準備業務の対価相当を含めて考えるべきか、含めずに考えるべきか、ご教示ください。	初年度については、開業準備業務の対価相当を含めてください。
4		○		34	10		71	4	(1)	イ	市による契約終了	第1回質問・回答において、「出来形部分については、設計図書や工事監理に係る費用についても合理的な範囲で含む」とのご回答でしたが、金融費用についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で含まれます。
5		○		34	10		71	4	(2)	イ	市による契約終了	「市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払う」とのことですが、消費税相当額についても含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約書(案)を修正します。

No	契約書	契約約款	別紙	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
6			2	48				2	(2)		モニタリング及びペナルティの考え方	「市は、維持管理及び運営段階において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービス対価のうち、該当する業務に相当する金額を減額する。」とありますが、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の減額も想定されるのでしょうか。	施設引渡し後の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の減額は想定されません。
7			4	51				1			サービス対価の支払い方法	金融機関は、消費税相当額も含めたプロジェクトコストを事業者に融資いたします。事業者は、貴市から支払われるサービス対価を原資として返済することになりますが、当該サービス対価に消費税相当額が含まれない場合は、事業者は消費税相当額分の返済原資を別途捻出する必要があります。 そのような背景を踏まえて、確認したいのですが、割賦手数料は、以下の式により算出されるという認識でよろしいでしょうか。 割賦手数料＝(割賦原価＋消費税及び地方消費税相当額)×割賦手数料率	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、割賦原価にかかる消費税相当分は、別紙4 表3のとおり、支払いごとに支払うこととしています。よって、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当分は、事業者にて調達していただくこととし、調達コストについては、予定価格に含んでいます。
8			4	51				1			表2① 基準金利	第1回質問・回答において、「LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いることとしますが、確認のための協議の機会は設ける予定です。」とのご回答でしたが、現行の基準金利と後継金利は、必ずしも等価ではないかと存じます。その場合のスプレッド差についても、協議可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

国公立学校給食センター整備運営事業

要求水準書に関する質問への回答

令和2年12月25日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	i)	項目等	質問内容	回答
1	○		8	1	5		㉓					条例	東京都の「建築物環境計画制度」的には「義務」ではなく「任意提出」となる規模と想定されますが、提出は必要でしょうか。	提出義務のある延べ面積2,000㎡以上の規模でなければ、任意提出でかまいません。
2	○		17	2	1	(4)					x)	扉	「調理エリアの扉は・ステンレス製の鋼製建具」とありますが、重量がかさみ、開閉の作業性や耐久性が悪くなると考えられます。実績としてアルミ製建具に芯材の補強などで対応していることも多いため、アルミ製の選択肢も採用可能でしょうか。	台車等による破損の恐れのある場所、洗い場等の近くで水がかかる可能性のある場所にある扉はステンレス製とし、それ以外の場所の扉は事業者の提案によるものとします。
3			37	第2	2	(1)	④	(工)			ii)	真空冷却機	冷却の開始時刻と、終了時刻及び食材温度の記録できること。とありますが、真空冷却機本体で記録できない場合は、記録付き中心温度計で行う運用でよいですか。	お見込みのとおりです。
4	○		43	3	3	(1)					i)	近隣	近隣住民の個人情報の取り扱い、情報の保管方法について特段の規定はありますか。	本市の「個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項」に従い適切に扱ってください。
5	○		44	3	4	(1)						工事中の事務所	工事中の現場事務所の大きさや会議スペースの広さ、その他市側で必要な備品などはありますか。	現場事務所の会議スペースとして、市と事業者の定例会が開催できる広さの確保が望ましいですが、定例会は現場事務所での開催が必須ではありませんので、市として現場事務所に求める広さの規定はありません。また、市側で必要な備品はありません。

国立市立学校給食センター整備運営事業

様式集(入札書類審査)に関する質問への回答

令和2年12月25日

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		9				計画図面等	<p>厨房設備の配置概要図各階1枚とありますが、厨房設備の配置が1階のみの場合は、1階の図面を2枚としてもよろしいですか。 また、配置概要図の図面のスケールは、見やすい大きさであれば、ノンスケールでもよいですか。</p>	<p>前段：厨房設備の配置が1階のみの場合は、当該階の図面1枚を提出してください。 後段：厨房設備の配置概要図については、ノンスケールでもかまいません。見やすい大きさで作成してください。なお、配置計画図、平面図等は、適宜、縮尺比率を設定して、作成してください。</p>

\* 様式集(入札書類審査)本文に関する質問は、「本文」の欄に○を記入してください。

\* 様式集(入札書類審査)様式に関する質問は、「様式番号」の欄に番号を記入してください。